

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」創設！

確定申告の不要な方がふるさと納税をおこなった場合、確定申告を行わなくても寄付先自治体に申請をすれば寄付金控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。特例制度の適用を受けると、所得税からは控除されず住民税からのみ控除されます。詳しくは総務省ホームページをご覧ください。

総務省「ふるさと納税ポータルサイト」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html

Point 1

ふるさと納税先が5団体以内

ふるさと納税先の団体が6団体以上の場合、特例の適用申請が無効になります。
しかし、寄付金控除としてあらためて確定申告すると、所得税・住民税から控除することができます。

Point 2

確定申告または住民税申告をしない

確定申告・住民税申告で医療費控除やふるさと納税以外の寄付金控除を受ける場合、特例の申請が無効になります。

Point 3

各ふるさと納税先の自治体に「特例に関する申請書」を提出している

申請書を提出していないと特例制度は適用されません。

Point 4

特例申請時の住所とその翌年の1月1日現在の住所が同じ

住所が変わっている場合、寄付先の自治体に住所変更届を提出する必要があります。提出していないと特例が無効になります。

償却資産の申告を忘れずに！

税務課固定資産税係 ☎22-1313

業種	資産の名称
理容・美容業	サインポール、理美容いす、洗面設備、タオル蒸し器、ドライヤー、テレビ、レジスターなど
病院	ベッド、手術台、X線装置などの医療用機器、給食用台所用品など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備など
自動車修理業	測定・検査工具、旋盤、プレス機、圧縮機、舗装路面など
娯楽業	パチンコ台、スロット機、テレビゲーム機、両替機、カラオケ機器、ゴルフ練習場ネット設備、テニスコートなど
印刷業	各種製版機、印刷機、裁断機、製本設備など
農業・畜産業	代かき機、乾燥機、サイロ、草刈機、堆肥散布機、搾乳機など

よくある質問

- Q. 法人ばかりではなく個人も申告する必要がありますか？
- A. 個人・法人に関わらず、不動産賃貸業や農業など、事業を営み、資産がある場合には申告が必要です。ただし、自動車など別途税金が課税されているものについては、申告の必要はありません。
- Q. 昨年、倉庫の屋根にソーラーパネルを設置しましたが、発電装置を申告しなければなりませんか？
- A. 売電するなど発電を事業として行っていれば申告の対象となります。経済産業省の「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の認定を受けた設備は、一定期間、課税標準額が減額となる特例があります。詳しくは税務課ホームページをご覧ください。

固定資産税は、土地や家屋のほか、償却資産（事業用資産）も課税対象になります。事業を営む目的で機械や備品などの資産を所有している、または市内事業者に資産を貸し付けている個人・法人の方は、地方税法の規定により、1月1日現在の所有状況を申告しなければなりません。固定資産台帳や減価償却費内訳表などを必ずご確認の上、期限までに申告書を提出してください。昨年申告された方には申告書を郵送していますが、用紙が届いていない方や足りない方、新たに事業を始めた方はご連絡ください。

●申告期限 2月1日(月)

●償却資産の対象となる主な資産例（業種別）

業種	資産の名称
全業種共通	駐車場舗装（アスファルト）、門・塀、エアコン、看板、受変電・自家発電・太陽光発電などの電気設備、中央監視装置、屋外の給排水ガス設備、広告設備、内装（テナントが施工したもの）など
一般事業	パソコン、コピー機、ロッカー、応接セット、キャビネット、金庫など
不動産賃貸	自転車置き場、屋外灯、駐車場用機械設備、駐車場舗装、そのほかの屋外設備など
小売店・飲食店	レジスター、自動販売機、ガスレンジなどの台所用品、テレビ、カラオケ、冷蔵庫、陳列ケースなど
写真店	写真現像焼付設備、パソコン、デジタル複写機など
ガソリンスタンド	独立キャノピー、給油装置、洗車装置、屋外照明設備、構内舗装、コンクリート擁壁、排水除害設備、ホイールパラランサー、コンプレッサーなど
建設業	ブルドーザーやスイーパーなどの建設用大型特殊自動車、掘削機、測量機器など



早めの準備で
安心・確実だワン！

市県民税・償却資産の申告

平成28年度市県民税申告

税務課市民税係 ☎22-1313

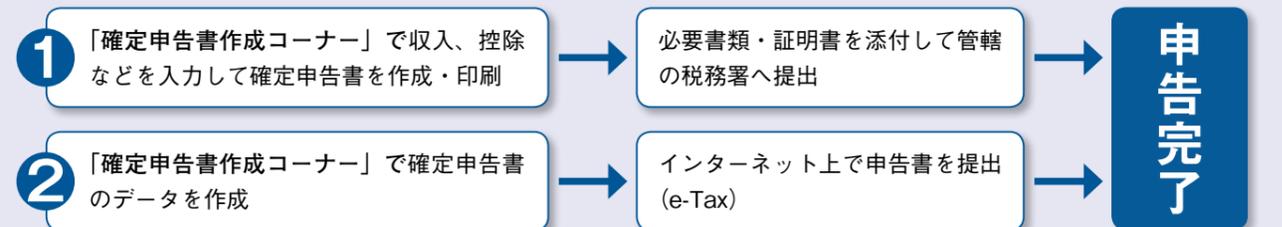
<http://www.city.shiroishi.miyagi.jp/section/zeimu/index.html>

- 1月1日現在、市内に住んでいる方は、市県民税（住民税）の申告（1～12月の所得の申告）をする必要があります。申告は、住民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の計算や所得証明書の発行に必要な重要な手続きです。
- 2月4日（木）から地区別に申告相談を行いますので、早めの準備をお願いします。また、日程、会場、持ち物など、詳しくは「平成28年度市民税・県民税申告相談のお知らせ」や税務課ホームページをご覧ください。
- ※申告しないと、国民健康保険税などの軽減が受けられなくなる場合があります。
- 無収入の場合の申告
昨年中に収入が無かった方（専業主婦など）や非課税所得（障害年金、遺族年金、雇用保険など）のみの方は、申告会場に足を運ばず、3月15日（火）までに「簡易申告書」を税務課に提出してください（郵送可）。
- 源泉徴収票控えが必要な方へ
所得税の還付や納付が発生して確定申告書を作成する場合は、給与や年金の源泉徴収票（原本）を添付します。源泉徴収票のコピーが必要な方はあらかじめコピーをしてから会場にお越しください。
- 税務署から申告書が送られてきた方
市の申告会場に来る方で、税務署から確定申告書の用紙が送られてきた方は、忘れずに持参してください。特に、所得税の予定納税をした方は、送られてきた申告書に記載されている予定納税額が税額の計算に必要ですので、必ず持参してください。

- 自分で確定申告書を作成した方
市の申告相談ではなく、税務署へ提出してください。住民税申告書の場合は、税務課に提出してください。
- 畜産農家の方
畜産農家の方は、申告を受け付けるのに時間がかかりますので、指定日にお越しください（夜間の部や3月11・14・15日に申告するのはご遠慮ください）。
- 震災被害による雑損控除を受けた方
平成27年度の確定申告で雑損控除の繰越控除を受ける場合は、平成26年度の繰越損失の金額が分かるものが必要です。平成26年度の確定申告書の控えを忘れずに持参してください。
- 問い合わせはお早めに
申告相談期間中は、担当職員が税務課の窓口を不在にします。申告などについて不明な点などは、できる限り期間前までに済ませてください。期間中にお問い合わせいただいた場合、内容によっては回答が翌日以降となる場合があります。
- 大河原税務署の確定申告受付期間
●場所 大河原税務署東庁舎2階
●期間 2月10日（水）～3月15日（火）
●※土・日・祝日を除く
●時間 9時～17時
●大河原税務署 ☎52-2202
- 「平成28年度市民税・県民税申告相談のお知らせ」簡易申告書は広報しろいし1月号と同時に配布しています。また税務課窓口やホームページからも取得できます。

確定申告は国税庁HP「確定申告書作成コーナー」が便利です！

国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」を利用すると、自宅のパソコンで確定申告書の作成ができます。申告会場に出向くことなく確定申告できるため、年々利用者は増えています。皆さんもぜひ活用してください。



※e-Taxには、電子証明書機能付きの住基カード（または個人番号カード）、ICカードリーダーが必要で

詳しくは国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」をご覧ください。 <https://www.keisan.nta.go.jp>